

入札説明書

環境省自然環境局京都御苑管理事務所の令和7年度京都御苑施設整備基本計画更新業務に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

※本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

1. 手続開始の公示日 令和7年6月18日

2. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局京都御苑管理事務所長 小口 陽介

3. 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度京都御苑施設整備基本計画更新業務

(2) 業務の目的

本業務は、「京都御苑施設整備基本計画（令和3年3月策定）」の中間評価及び更新検討を行うものである。

(3) 業務内容

- ・本業務は、京都御苑施設整備基本計画（令和3年3月）の5年目までの実施状況を把握し、中期時点の取組の達成状況の確認及び効果検証を行うとともに、今後の取組の推進に向けた計画の更新検討を行う。

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

- ① 京都御苑らしい風景の維持・向上に資する苑路改修検討の技術的所見
- ② 生態系や風致景観の維持・向上に資する植栽計画検討の技術的所見

(4) 業務の打合せは全6回とする。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編 設計業務等共通仕様書」（平成29年7月環境省 自然環境局）第1章1.28号第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第1章1.28号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・報告書 3部

(8) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の日 ～ 令和8年2月27日

(9) 担当部局

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

〒602-0881

京都府京都市上京区京都御苑3番地

電話 075-211-6348

電子メール KYOTO-GYOEN@env.go.jp

(10) 賃上げを実施する企業の評価

本業務は、賃上げの実施する企業に対して、総合評価における加点を行う業務である。

(11) その他

本業務の契約書（案）及び特記仕様書のとおりである。

4. 入札方式等

(1) 本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。

(2) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。

(3) 本業務は、参加表明書及び技術提案書（以下「表明書等」という。）の資料提出及び入札を電子調達札システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

この場合は、環境省入札心得に定める様式2による書面を令和7年6月30日（月）17時までに下記に提出すること。

この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。

① 受付窓口：3. (9) 担当部局に同じ

② 受付時間：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）を除く毎日の9時00分～17時00分（12時から13時までを除く。）まで。

③ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

以下、本入札説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。

5. 指名されるために必要な要件

入札参加希望者は、以下に示す要件を満足する場合は、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書を通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により競争参加資格確認通知書を通知する。なお、競争参加資格確認通知書の日は、令和7年7月8日（火）を予定する。

(1) 入札参加者に要求される資格

① 企業に関する事項

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

- a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 環境省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち自然環境共生関係コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

※上記に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も参加表明書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。なお、開札日は、令和7年7月30日（水）を予定している。

- c) 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（bの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から建設コンサルタント業務等に関し「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（令和2年12月25付け環境会第2012255号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 資本関係及び人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係のないこと。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ)において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ)において同じ。）の関係にある場合
- イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- b) 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。
- ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 業務実施体制に関する要件
- 参加表明書等に表示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
- ・再委託の内容が主たる部分の場合。
 - ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- 4) 参加表明者の同種業務の実績に関する要件
- a) 下記に示される同種業務等について、令和2年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。
- なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。
- ・同種業務：国又は地方公共団体が発注した公園の調査・計画業務
- b) 実績として挙げた個々の業務評定点が65点以上であること。ただし、「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自総発第080813003号）及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」（令和4年5月19日付け環境会発第2205192号）の対象業務以外の業務は、この限りではない。
- c) 令和4年度から6年度末までに完了した業務のうち、環境省発注の自然環境共生関係コンサルタント業務の平均業務評定点が65点以上であること。ただし、100万円を超える環境省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。
- ② 予定管理技術者に関する事項
- 予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。
- 1) 予定管理技術者の資格に関する要件
- 下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士(環境部門：自然環境保全、環境保全計画、建設部門：都市及び地方計画、建設環境)のいずれかの資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM(造園部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

2) 予定管理技術者の業務実績に関する要件

下記の実績を有する者。

下記に示される同種業務等について、平成27年度以降公示日までに完了した業務において、1件以上の実績を有する者。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

- ・同種業務：国又は地方公共団体が発注した公園の調査・計画業務

ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

3) 予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

令和7年6月18日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

4) 予定管理技術者の業務成績評定点に関する要件

令和4年度から6年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注の自然環境共生関係コンサルタント業務の平均技術者評点が65点以上であること。ただし、100万円を超える環境省の発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

③ 外国資格を有する技術者の資格要件

外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

6. 入札参加者を指名するための基準

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目(「企業の評価」、「予定管理技術者の評価」)について、技術的能力の審査を行うことを標準とする。

【①企業の評価】

評価項目		評価の着眼点				評価点
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	過去5年間の同種業務等の実績の内容	令和2年度以降公示日までに完了した同種業務の実績を評価する。 ① 同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。：15点 ② ①以外は選定しない。：－	15点
	成績・表彰	専門技術力	業務評定点	過去3年間の同じ業種区分の業務成績	令和4年度～6年度末までに完了した業務のうち、同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均業務評定点により評価する。ただし、100万円を超える環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の実績がない場合は、この限りではない。 ① 80点以上：10点 ② 75点以上80点未満：8点 ③ 70点以上75点未満：6点 ④ 65点以上70点未満：4点 ⑤ 実績がない場合：0点	10点
			表彰等	過去3年間の業務表彰の有無	令和4年度以降公示日までの同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、公的団体（公的な学術団体等）の表彰（公園の整備に関する建設コンサルタント業務）について、表彰の内容により評価する。 ① 国レベルの表彰あり：10点 ② 都道府県等レベルの表彰あり：5点 ③ 表彰なし：0点	10点

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 ※複数（区分 1～3）の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ※提案書提出時点において認定等期間中であること。	区分 1 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業）	① プラチナえるぼし ※1 : 5 点 ② 3段階目 ※2 : 4 点 ③ 2段階目 ※2 : 3 点 ④ 1段階目 ※2 : 2 点 ⑤ 行動計画 ※3 : 1 点 ⑥ 認定無し : 0 点 ※1 女性活躍推進法（令和 2 年 6 月 1 日施行）第 12 条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第 9 条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している 場合のみ）。	5 点
	区分 2 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	① プラチナくるみん : 3 点 ② くるみん（新基準※4） : 2 点 ③ くるみん（旧基準※5） : 1 点 ④ トライくるみん : 1 点 ⑤ 認定無し : 0 点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和 4 年 4 月 1 日施行）による認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は、改正省令附則第 2 条第 5 項の経過措置による認定）	
	区分 3 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	① 認定あり : 3 点 ② 認定無し : 0 点	

事故及び不誠実な行為	環境省京都御苑管理事務所長から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の50%相当を減ずる） ② 口頭注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の25%相当を減ずる）	—
小計		40 点

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業のうち、複数の企業等が共同で事業を行う組織等に対する加点は下記のとおりとする。

- 官公需適格組合として各種認定を取得していれば加点評価する。（当該官公需適格組合に所属する一部の企業が各種認定を取得している場合は加点評価しない。）
- 共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）
共同企業体の構成員の該当する各種認定の点数に、各構成員の出資の割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。
- 共同実施
共同実施を行う各企業の該当する各種認定の点数に、業務実施割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着眼点				評価点
		判断基準				
予定管理技術者の経験及び	資格・実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格等、その専門分野の内容	業務において必要とされる技術者資格について評価する。 ① 技術士（環境部門：自然環境保全、環境保全計画）：5 点 ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画、建設環境） R C C M（造園部門）：3 点 ③ ①②以外は選定しない：－	5 点
		継続教育		令和6年度の継続教育（CPD）の点数	C P D取得単位を評価する。 ① 50 単位以上：5 点 ② 25 単位以上 50 単位未満：3 点 ③ 10 単位以上 25 単位未満：1 点 ④ 10 単位未満：0 点	5 点

能力					
	専門技術力	成果の確実性	過去 10 年間の同種業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成 27 年度以降公示日までに完了した同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。：10 点 ② ①以外は選定しない。：－	10 点
	成績・表彰	専門技術力	業務評定点	過去 3 年間に担当した同じ業種区分の業務成績 令和 4 年度～6 年度末までに完了した業務について、担当した同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均技術者評定点を評価する。なお、成績評定を受けた環境省の発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の業務実績がない場合には加点しない。 ① 75 点以上：15 点 ② 70 点以上 75 点未満：10 点 ③ 65 点以上 70 点未満：5 点 ④ 65 点未満又は評価点なし：0 点	15 点
		表彰等	過去 5 年間の技術者表彰の有無	過去 5 年間の同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、市町村、公的団体（公的な学会等）の表彰（公園の整備に関する建設コンサルタント業務）について、表彰の内容により評価する。 ① 国レベルの表彰あり：10 点 ② 都道府県等レベルの表彰あり：5 点 ③ 表彰なし：0 点	10 点
	専門性	専任性	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む。）	① ②以外の場合：10 点 ② 下記の場合は選定しない。 全ての手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円以上、又は手持ち業務の件数が 10 件以上。 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。）	10 点

その他	地域精通度	平成 27 年度以降公示日までに完了した環境省京都御苑管理事務所での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 京都御苑での業務実績あり : 5 点 ② 当該地域（京都府）での業務実績あり : 3 点 ③ 上記以外 : 0 点 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。	5 点
小計			60 点

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の主たる部分を再委託としている。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	—
合計			100 点

7. 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式（様式－1 から様式－10）を基に作成を行うものとする。

文字サイズは10 ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word2010 形式以下、Microsoft Excel2010 形式以下、Just System 一太郎2011形式以下及びPDF ファイル形式に限る。

- ② 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh 形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量は7MB以内（圧縮ファイルを活用した場合も同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が7MB以上となる場合は分割して送信し、環境省に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。電子調達システムのデータ上限は10MBとすること。指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子調達システムとの分割は認めない）を持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。また、電子調達システムにより次の内容を記載した書面（様式自由）のみを送信すること。

- 1) 郵送する旨の表示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類のページ数
- 4) 発送年月日

③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

- ① 5.(1)① 5)に示す 同種業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合、または一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- ② 過去3年間に参加表明者が受けた業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- ③ 予定管理技術者に係る資格の登録証等の写しを提出すること。
- ④ 予定管理技術者に係る令和6年度の継続教育（CPD）の点数が記載されている資料の写しを提出すること。
- ⑤ 予定管理技術者が、平成27年度以降公示日までに完了した業務（5.(1)② 2)に示す同種業務）において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、業務に係る契約書等の写しを提出すること。
- ⑥ 予定管理技術者が令和4年度以降公示日までに完了した業務（環境省発注業務（建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務（照査技術者として従事した業務は除く。）を含む））がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を提出すること。
- ⑦ 過去5年間に予定管理技術者が受けた技術者表彰（優秀技術者表彰等）の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
- ⑧ 予定管理技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出する場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4判1枚程、任意様式）」及び「業務における立場と役割（A4判3枚以内、任意様式）」を提出すること。

(3) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和 7 年 6 月 30 日（月） 17 時 00 分

ただし、紙入札方式による場合は、同日の 17 時 00 分

提出場所：紙入札方式による場合は 3. (9) 担当部局に同じ。

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。

8. 非指名理由について

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という）を電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面をもって(分任)支出負担行為担当官から通知する。

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、①の期間内に、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、②に、③の期間内に文書（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。電子メールにより提出した場合は、3. (9) に提出した旨を、電話で通知すること。

① 電子調達システムによる受付期間

1) 参加表明書に係る質問

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 6 月 23 日（月）までの休日を除く毎日、9 時 00 分～17 時 00 分（12 時から 13 時を除く）まで。

2) 技術提案書に係る質問

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 16 日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分～17 時 00 分（12 時から 13 時を除く）まで。

② 紙入札方式による受付場所

〒602-0881

京都府京都市上京区京都御苑 3 番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

電話 075-211-6348

電子メール KYOTO-GYOEN@env.go.jp

③ 紙入札方式による受付期間

1) 参加表明書に係る質問

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 6 月 23 日（月）までの休日を除く毎日、9 時 00 分～17 時 00 分（12 時から 13 時を除く）まで。

2) 技術提案書に係る質問

令和 7 年 6 月 18 日（水）～令和 7 年 7 月 16 日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分

～17時00分（12時から13時を除く）まで。

- (2) 電子調達システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

- (3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日間（休日を含まない。）以内に電子調達システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。

① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前

技術提案書に係る質問に対する回答：技術提案書提出期限日の3日前

10. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

① 指名された入札参加者は、「価格」及び「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針など」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札をし、予決令第98条において準用する予決令第79条の規程に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

② 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③ 上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

① 評価値の算出方法

評価値の算出方法は以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

② 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は以下のとおりとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

価格評価点 ＝（価格評価点の配分点）×（1－入札価格／予定価格）

なお、価格評価点の配分点は30点とする。

③ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記1)、2)、3)、4) の評価項目毎の評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 予定管理技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針など
- 3) 特定テーマに関する技術提案
- 4) 賃上げの実施に関する評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとし、小数5位切り捨て、小数4位止めとする。

技術評価点＝60点×（技術評価の得点合計／技術評価の配点合計）

技術評価の得点合計＝（1）に係る評価点）＋（技術提案評価点）

技術提案評価点＝（2）に係る評価点）＋（3）に係る評価点）＋（4）に係る評価点）

技術点の満点は、技術点の配点の合計（64点）とする

- ④ 総合評価は、入札者の申し込みに係る上記1)、2)、3)、4)により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術評価点を算出するための基準

技術提案書の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。

【①予定管理技術者の経験及び能力（価格点：技術点=1:2 の業務（標準的な難易度の場合））】

項目		評価の着眼点			評価点	
		判断基準			(価格点：技術点=1:2)	
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	業務において必要とされる技術者資格について評価する。 ① 技術士（環境部門：自然環境保全、環境保全計画）：3点 ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画、建設環境） RCCM（造園部門）：2点 ③ ①②以外は選定しない：－	3点
			継続教育	令和6年度の継続教育（CPD）の点数	CPD取得単位を評価する。 ④ 50単位以上：3点 ⑤ 25単位以上 50単位未満：2点 ⑥ 10単位以上 25単位未満：1点 ⑦ 10単位未満：0点	3点
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の同種業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成27年度以降公示日までに完了した同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。：6点 ② ①以外は選定しない。：－	6点	
	成績・表彰	専門技術力	業務評定点	過去3年間に担当した同じ業種区分の業務成績	令和4年度～6年度末までに完了した業務について、担当した同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均技術者評定点を評価する。なお、成績評定を受けた環境省の発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の業務実績がない場合には加点しない。	9点

				① 75 点以上 : 9 点 ② 70 点以上 75 点未満 : 7 点 ③ 65 点以上 70 点未満 : 6 点 ④ 65 点未満又は評定点なし : 0 点	
		表彰等	過去 5 年間の技術者表彰の有無	過去 5 年間の同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、市町村、公的団体（公的な学会等）の表彰（公園の整備に関する建設コンサルタントと業務）について、表彰の内容により評価する。 ① 国レベルの表彰あり : 3 点 ② 都道府県等レベルの表彰あり : 2 点 ③ 表彰なし : 0 点	3 点
	専任制	専任制	手持ち業務金額及び件数（特定後未契約のものを含む）	① ②以外の場合 : 3 点 ② 下記の場合は選定しない。 ・全ての手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円以上、又は手持ち業務の件数が 10 件以上。 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務を指す。）	3 点
	その他		地域精通度	平成 27 年度以降公示日までに完了した環境省京都御苑での業務実績の有無については下記の順位で評価する。 ① 京都御苑での業務実績あり : 3 点 ② 当該地域（京都府）での業務実績あり : 2 点 ③ 上記以外 : 0 点 ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。	3 点
小計					30 点

【②実施方針（価格点：技術点=1:2の業務（標準的な難易度の場合））】

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	（価格点：技術点=1:2）
実施方針・ 実施フロー・ 工程表・ その他	業務の実施方針	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	9点
	業務の実施フロー及び工程表等	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	9点
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	—
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	

※ 業務の実施方針、業務の工程表の記述量は、それぞれでA4・1枚とする。

【③特定テーマ】

評価項目	評価の着目点			評価点
			判断基準	(価格点：技術点=1:2)
特定テーマに対する技術提案	全体	特定テーマ間の整合性	相互に関連する複数の特定テーマ間の整合性が高い場合は優位に評価し、矛盾がある等整合性が著しく悪い場合は特定しない。	2点
		特定テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が網羅されている場合に優位に評価する。			
	事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。			
	事業の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。			
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。		
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。		

			利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。	
			提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。	
	特定テーマ2	的確性	上記に同じ	5 点
		実現性	上記に同じ	

※ テーマの記述量は、1 テーマにつき原則 A 4 ・ 1 枚する。

小計（実施方針＋特定テーマ）	30 点
----------------	------

【④賃上げの実施に関する評価】

評価項目	評価基準		評価点
賃上げの実施に関する評価	事業年度（又は暦年）における賃上げ	賃上げの実施を表明した企業等 ・ 大企業は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付すること。 ・ 中小企業等は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を 1 . 5 % 以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写し及び前年度の法人税申告書別表 1 を添付すること。	4 点
	国庫債務負担行為による複数年契約にお	国庫債務負担行為による複数年契約を締結した場合において、実質的に事業の同一性が確認される前回の契	

	ける賃上げ	約における２年度目から最終事業年度（又は暦年）の前々事業年度（又は暦年）までの各事業年度（各暦年）において税制措置の賃上げに係る適用要件を満たしていることの有無を記載し、別添７（国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表）、及び添付書類として法人事業概況説明書又は給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写しを提出すること。	
小計			４点

合計	64点
----	-----

(4) 評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。

11. 技術提案書の提出等

(1) 作成方法

技術提案書の様式は、様式－11～15に示されるとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とする。

(2) 実施方針・実施フロー・工程表その他

本業務に関する「業務の実施方針」及び「業務の実施フロー及び工程表」の記載にあたっては、それぞれにつきA4・1枚で簡潔に記載すること。

(3) 特定テーマ

入札説明書3. 業務の概要(3)業務内容に示した、特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。

記載にあたっては、1テーマにつきA4・1枚で簡潔に記載すること。

(4) 提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限、提出場所及び提出方法は、参加表明書を電子調達システムにより提出した場合又は紙入札方式による場合とも同じとする。

提出期限：令和7年7月23日（水）17時00分

提出場所：3. (9)に同じ。

提出方法：１部持参又は郵送による（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

注 記：参加表明書を電子調達システムにより提出した場合は、同一の画面項目のため、技術提案書の提出が電子調達システムではできない。

(5) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧できる。

閲覧を希望する者は、事前に閲覧の申し込みを行うこと。なお、申し込みを行わない場合は、閲覧できない場合がある。

- ① 資料名：特記仕様書 9（３）のとおり
- ② 閲覧場所：京都御苑管理事務所
- ③ 閲覧期間：公示日から技術提案書の提出期限の前日までの休日を除く毎日 9 時 0 0 分～17 時 0 0 分まで（12 時から 13 時までを除く）

12. 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

- ① 電子調達システムによる場合：令和 7 年 7 月 30 日（水） 13 時 59 分まで。
- ② 入札書を持参する場合（紙入札が認められている者）：令和 7 年 7 月 30 日（水）14 時 00 分まで。
- ③ 場 所：〒602-0881

京都府京都市上京区京都御苑 3 番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

(2) 開札日時

- ① 日時：令和 7 年 7 月 30 日（水）14 時 00 分
- ② 場所（入札書を持参した者が立ち会う場合）：
京都府京都市上京区京都御苑 3 番地
環境省自然環境局京都御苑管理事務所 会議室

13. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

14. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

15. 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものと取り扱われること。

- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

16. 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び別冊「環境省入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、（分任）支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて5. に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

17. 手続における交渉の有無 無

18. 別に配置を求める技術者

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「環境省入札心得」第9条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- (1) 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者

- (2) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去２年間に於ける業務成績評定において、65点未満の業務がある者でないこと。

19. 契約書作成の要否

別冊「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

20. 支払条件

前金払：３０％ 部分払：無

ただし、予算決算及び会計令第86条第１項に定める調査（いわゆる「低入札価格調査」）の対象となった場合には、契約書案第35条第１項中「10分の３」を「10分の１」とし、第３項、第４項及び第５項もこれに準じて割合を変更する。

前払金の縮減があっても、中間前金払及び部分払の請求は可能であるので、積極的に活用すること。

21. 火災保険付保の要否 否

22. 苦情申し立てに関する事項

(1) 非指名理由による苦情申し立て

① 8.による非指名通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、電子調達システムにより（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。また、書面により通知を受けた者は、書面（様式は自由）を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、（分任）支出負担行為担当官に対して非指名理由について説明を求めることができる。

② 上記①の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日（休日を含む。）以内に電子調達システムにより行う。ただし、書面により提出された者に対しては、書面により行う。

③ 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：３．(9)に同じ

受付日時：電子調達システムによる場合は、休日を除く９時００分～１７時００分まで。紙入札方式による参加希望者は、９時００分～１７時００分（１２時から１３時を除く）まで。

(2) 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

① 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、（分任）支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して５日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより、（分任）支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札の場合は書

面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）することにより、求めることができる。

- ② ①の非落札理由について説明を求められときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし、書面により求めた者に対しては、書面により回答する。

- ③ 非指名理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおりである。

受付場所：3.（9）に同じ

受付日時：電子調達システムによる場合は、休日を除く9時00分～17時00分まで。紙入札方式による場合は、9時00分～17時00分まで（12時から13時までを除く。）。

23. 関連情報を入手するための照会窓口

3.（9）に同じ。

24. その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊「環境省入札心得」及び別冊「契約書案」を熟読し、別冊「環境省入札心得」を遵守すること。
- (3) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
- ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の審査のための追加資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無

効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書及び技術提案書を無効とする。

- ・参加表明書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・参加表明書、技術提案書と無関係な書類である場合
- ・他の業務の参加表明書、技術提案書である場合
- ・白紙である場合
- ・入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・発注者名に誤りがある場合
- ・発注案件名に誤りがある場合
- ・提出業者名に誤りがある場合
- ・その他未提出又は不備がある場合

(9) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。

(10) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(11) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス<https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、3.(9)担当部局に連絡すること。

(12) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(13) 本業務について、発注者が見積を取得して歩掛を作成する場合、作成した歩掛を入札日前日から起算して5日以前に入札参加者に開示することがある。

(14) 特定された技術提案書の内容については、当該業務の業務計画書に明記し、適切に履行するものとする。

(15) 業務計画書に明記された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、業務成績評定を3点減ずる等の措置を行う。

(16) 「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自総発第080813003号）及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」（令和4年5月19日付け環境会発第2205192号）に基づく業務成績を原則として評価の対象とする。